

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第2回歴史的風土の保存・継承小委員会

平成19年9月26日（水）

【事務局】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 第2回歴史的風土の保存・継承小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めます、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長の舟引でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回、7月4日でございますが、第1回の小委員会の際に、第2回はぜひ8月にと事務局のほうからご案内を申し上げたところでございますけれども、その後、前回の局長のごあいさつにもありましたけれども、国土交通省の来年度の重点施策として、歴史的環境の保全・整備によるまちづくりというのを1つ大きな柱として掲げて、新しい制度の具体的な検討、法的な措置も視野に入れ、また文化庁とも協議をしながら進めることというふうになりました関係で、多少時間がかかりまして、第2回の開催が本日となりましたことを、おわびかたがたご報告申し上げます。

本日ご出席の委員、臨時委員及び専門委員は、現在11名中9名でございます。本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様のご紹介は、座席表の配付をもってかえさせていただきたいと存じますが、第1回の小委員会をご欠席されました委員の方々におかれましては、今回は小委員会として初めてのご出席でいらっしゃいますので、ご紹介申し上げます。

まず、高橋進臨時委員でございます。

それから、陣内秀信専門委員でございます。

なお、A委員におかれましては、ご出席との連絡が来てございますけれども、まだお見えでないようでございます。

また、B臨時委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席ということでございます。

続きまして、事務局のほうでございますけれども、第1回の小委員会以降、人事異動がありましたのでご報告申し上げます。

都市・地域整備局長の増田でございます。

大臣官房審議官の小川でございます。

公園緑地課長の小林でございます。

それから、前回出席してございませんでしたけれども、本日は、都市計画課長の由木が出席してございます。

では、私どもの増田局長よりごあいさつを申し上げます。

**【都市・地域整備局長】** 先ほどご紹介いただきました、都市・地域整備局長の増田でございます。よろしくお願いたします。

委員長はじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から都市計画行政全般にわたりまして格別のご指導をいただいておりますことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

先ほどお話がありましたように、この小委員会は7月4日に第1回ということでございまして、私は7月10日付で就任いたしましたので、第2回に初めて出席させていただくということで、私も思うところがいろいろあるものですから、ごあいさつということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

ちょうど4年前、都市・地域整備局担当の官房審議官を1年ほどさせていただきまして、そのときも先生方にはいろいろご指導いただいたんですが、2つの大きな法律を担当させていただきまして。1つは、当然この小委員会の議論にも、いろいろ関係があるわけですが、景観法という、景観一般の整備・保全に関する法律の制定に関与させていただきまして。もう一つは、法律の名称は都市再生特別措置法の一部改正ということでございますが、まちづくり交付金という、まちづくり支援の切り札としての究極の支援制度を導入する法改正を行ったわけでございます。なお、その当時に歴史的風土部会にこの小委員会のもとになります諮問がなされ、審議がスタートしていたわけでございます。

個人的な話をして恐縮なんですけど、10年近く前から3年間ほど京都市に出向しております。役職は当時はまだ珍しかったんですが、副市長ということで、まあ、助役なのですが、古都京都のまちづくりを直接に担当させていただきました。そのときから思っていたんですが、古都法が適用されておりました、確かに京都の三山の景観は守られているわけでありまして、当然この小委員会の議論の大きなテーマの一つであります。それ以外の、いわゆる町並み、市街地を守る法律では決してないわけございまして、そういったことで、京都市は独自にさまざまな条例をつくりまして、古都京都の景観を一体的

に保全・整備してきたということでございます。

文化財保護法もかなり強力な法律でありまして、古都京都のさまざまな文化財にも適用されているわけでございますけれども、ピンポイントでございまして、その周りを面として一体的に整備・保全する、まさに歴史的風土とか歴史的風致、風景、景観そのものを面的に保全する法律としては必ずしもそうはなっていないわけございまして、前回の小委員会でもお話があったと思いますが、この点について文化庁の文化審議会のほうでも、国宝や国の重要文化財について、何とか周辺の景観と一緒に守れないかという検討が進んでおりまして、私ども同様の問題意識を持っておりましたことから、現在、文化庁とは緊密な連携をとりながら、新しい、歴史的な風土、風致、あるいは伝統文化、ソフトなお祭りも含めて、そういったものを守るための制度ができないかということは今、検討させていただいているわけでございます。そういったところで、先ほどご紹介いたしました、私どもの省の最重要課題の一つとして、来年度概算要求に盛り込ませていただいたわけでございます。

もう一つ、先ほどご紹介しましたまちづくり交付金も、この小委員会での検討に大きく関係するものでございまして、古都法による歴史的風土の保全だけありますといわば断片的な保全ということでもいいわけでございますが、町並みの保全・整備ということになりますと当然多くの資金がかかるということで、京都市だけではなくて、鎌倉にしても、奈良にしても、町並みをいかに保全・整備し、未来に継承するかということで、財政的にそのための資金の捻出に非常に苦労しております。

そういった意味で、まちづくり交付金は、できてまだ3年ほどの間なんですけど、既に800近い市町村でそのための計画ができておりまして、それらのまちづくりの計画をみても、地域に根差した歴史的な建造物とか、文化とか、あるいは伝統的なものを機軸にしたまちづくり計画をつくっているところもたくさんございます。そういった意味で、まちづくり交付金を、いかに古都保存行政、あるいはもっと広く、古都保存の理念の全国展開に生かすかということも大きな課題になっています。

先程申し上げましたように来年度概算要求に、歴史的環境の保全・整備によるまちづくりということでも要求はしているのですが、まだまだ中身がきっちり詰まっているわけでもございませんし、現行のいろいろな制度も工夫の余地がたくさんあります。まちづくり交付金も、使い勝手のいいようになっているんですが、より一層、例えば歴史的な建造物の継承のために使うという意味では、もっと充実する必要があるということで、単に保全

するというだけでなく、保全した歴史的な建造物、あるいはその建造物の周辺の景観をいかにまちづくりに生かしていくか。今ある景観なり建造物だけを単に保存して守るのではなくて、それに手を加える。将来に向けてよりよい形で継承する。場合によっては、毀損している、あるいは歴史的な資料でしか見られないようなものを現実に復元する。それを100年後、200年後に、新しい文化財として継承する。

こういうことを考えますと、かなりの資金的な手当ても含めてやらなければいけないということでもありますので、従来 of 古都保存行政とは別の局面で、さまざまな観点からの検討が必要であると思っておりますし、それを支えるために、場合によりましては来年の通常国会に新しい法律の形で提案したい。もし古都保存法のほうからのアプローチであれば、古都保存法の一部改正という法形式になるかもしれませんし、歴史都市を保全・整備するという観点からであれば、全く新しい法律ということになるかもしれませんし、今ある景観法をもう少しグレードアップするということになれば、場合によっては景観法もいじらなきゃいけないというような。

いずれにしても、正直なところまだほとんど詰まっていない状況でありまして、そういった意味で、この小委員会で、ぜひそのところの議論をしていただきまして、今、ざくっとした概算要求はしておりますけれども、それに肉づけをしていただいて、それから制度面では制度的な検討を加えていただいて、予算をきちっと組み上げるとともに、それを支える法改正、あるいは法律の提出を来年の通常国会でやりたいということで、私ども強い決意で、この小委員会を立ち上げたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

若干長くなりましたが、私どもの検討の状況を申し述べさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

**【事務局】** 次に、配付資料を確認させていただきたいと思ひます。資料の1枚目をおめぐりいただきますと「配布資料一覧」がございます。本編の資料は、資料1から、資料3は3-1、3-2、3-3と枝番がついて、資料4、資料5。それから、参考資料が1から4という形でお配りしてございますので、過不足等がございましたらお申し出いただければと思ひます。

それでは引き続き議事に進みたいと思ひます。これからの議事進行は、委員長にお願ひしたいと思ひます。

**【委員長】** それでは早速、議事に入りたいと思ひます。ただいま局長から、大変心強

い決意の言葉がありまして、一方では、我々にとっても責任が非常に大きいということを実感した次第でございます。

また本日は、この小委員会は各方面の学識の高い方が集まっていますので、日程調整が大変でして、いろいろ各委員の方からもご都合をつけていただきまして、経過を私も知っておりますが、ほんとうにどうもありがとうございました。本日は、また実りのある議論にさせていただきたいと思います。

それでは早速でございますが、本日の議事につきましては、新しい言葉でございますが、「歴史的風致」という言葉を使いたいと事務局から事前にお話を伺っておりまして、歴史的風致を保全・活用したまちづくりについて、事務局より資料に基づきましてご説明させていただきたいと思います。その後、委員の皆様方から、忌憚のない、フリーで幅広く、また突っ込んでご意見をちょうだいできればと思います。

事前に、時間配分のことも念頭にあったほうが我々もいいかなと思いますので、もしお考えがあれば、事務局から、こんな議事進行でお願いしたいということがあれば、それに基づきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**【事務局】** 大体20分程度、もう少し延びるかもしれませんが、それぐらいでご説明をさせていただきたいと思います。

**【委員長】** わかりました。できる限り各委員のご意見を伺いたいものですから、20分をめどということで、よろしくお願ひいたします。

**【事務局】** それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1は、本日の委員名簿でございますので、説明は割愛させていただきます。

資料2は、第1回の歴史的風土の保存・継承小委員会の各委員の皆様からの指摘事項を大まかに項目ごとにまとめたものでございます。第1回の小委員会では、本日ご検討いただきます内容にもつながる、示唆に富んだご意見を多数ちょうだいいたしまして、まとめただけでも3ページにわたってございますけれども、かいつまんでご紹介させていただきたいと思います。

まず、本日の議論の対象にもなります、制度の対象となる都市の枠組みに関してでございます。1ページ目の枠の中でございますけれども、例えば上から2番目の「○」にあるように、古都保存法というものは、高度経済成長という時代背景のもとで、開発圧力から歴史的風土を守るというような目的で構築された制度である。

しかしながら、3番目以下にございますように、今では、古都保存法がその制度の対象

としていない市街地とかそういった部分の歴史的な風致、雰囲気といいますか、言葉も、今、「風致」というふうに委員長からお話がありましたけれども、必ずしもまだきちっと定義できているわけではございませんが、そういったものを守ることが、課題としてより強く認識されておりまして、既に危機感を持った都市もたくさんございます。そういったところは、それぞれに都市計画などの既存制度をうまく活用して努力しているというようなご指摘がございます。

2ページに移っていただきますけれども、歴史的な風致を生かしたまちづくりを考えるに当たりましては、自治体ベースの取り組みから、足りないものを補う、あるいは全体的な都市のプロデュースが必要などのご意見をいただいております。

2ページ目の下の段でございます。開発を規制するのであれば、何がしかの経済的なインセンティブを与える必要があること。また、一度規制をしておいて、政策目的に合うものは緩めていくという方法が有効ではないかなどのご意見をちょうだいしております。

さらに3ページでございますけれども、こちらのほうは、第1回でご議論いただいた中心でございました、古都保存法の枠組みの拡大の部分でございますけれども、それにつきましては、古都保存法の現在における評価、それから政令都市の指定基準についてのご意見を、記載のとおりいただいております。

なお、正式な議事録の全文は、最後の参考資料4におつけしておりますので、詳細にごらんになる場合には、改めてご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、資料3に移らせていただきます。資料3-1、A3判の横長の資料でございますけれども、「歴史的風致の保全及び整備によるまちづくりに資する制度の活用状況と課題」と題しておりますが、歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりを積極的に進めている市町村を5つ選ばせていただきました。これは、表の一番下の枠外に書いてございますとおり、第1回の小委員会で20都市を提示させていただいたと思います。その都市というのは、古都指定の可能性のある都市という意味で、スクリーニングをして選んだものでございまして、今回はちょっと違う観点で、現在、市街地のほうで積極的に歴史的な資産を活用している実態がある都市を、改めて5つ選ばせていただきました。前回とちょっと重なるところ、同じような都市も入ってございますけれども、そういう選び方で、5つ選定してございます。

ページ番号を右下に書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。5つの都市はいずれも城下町でございまして、重要文化財など核となる歴史的資産があり、それぞ

れ古都保存法には指定してございません。

表の見方でございますが、まず、表の上半分、「○」がついて網かけになっている枠がたくさんございますけれども、こちらのほうは、それぞれの都市で指定されている文化財の区分、それから、規制を中心とした制度の適用状況、関連する事業の実施状況を整理してございます。「○」がついているものは、そういう文化財があり、「関連制度の適用」というところでは、「○」がついているところ、あるいは何がしかの文字が入っているところについては、そこに書いてあるような制度を使っているということ。また、(予定)というのもございます、これから使う予定であるというところでございます。「関連事業の実績」のところも、「○」がついているところは既に事業を実施中、あるいは完了している。(予定)というのは、これから実施する予定というふうにごらんいただきたいと思います。

なお、この表に記されております、それぞれの制度の概要でございますけれども、これについては、この資料の後の参考資料1のところ、それぞれ一、二枚程度にまとめてございますので、必要に応じてご参照いただきたいと思います。

それから表の下半分は、文章がたくさん書いてございますけれども、「独自施策」と左に書いてございますが、法律などによらない独自の制度として有している条例や、補助事業などの主なものを記載してございます。一番下の段は、「国の支援に関する要望」を、それぞれの都市からいただいている事項をまとめたものでございます。

各都市のそれぞれの図面、あるいは特徴的な事項について、以下にまとめてございますので、2枚目をお開きいただきたいと思います。こちらの図面は金沢市でございます。ご案内のとおり、金沢は、金沢城跡あるいは兼六園を中心として、周辺には伝統的建造物群保存地区をはじめ多くの歴史的・文化的資産が集積している都市でございます。

図面の見方でございますが、こちらは金沢市の中心部になりますけれども、例えば真ん中に、灰色で塗った小さな区域があつて、「1」と書いてございます。この1番というのが、右上の一覧表の一番上の「1」に対応してございまして、「金沢城跡」と書いてございますけれども、それぞれの番号はそれぞれに対応してございます。

それから色分けでございまして、右下のほうに凡例がございまして、赤で塗ったものが国指定の文化財、以下、オレンジ、緑、青となつてございまして、記載のとおり文化財の種類が対応してございます。

それから、この図面の中では、緑と黄色の塗り分けがしてございます。これは、次のページに出てまいりますけれども、景観条例に基づく金沢市内の区域区分でございまして、後

ほどご説明させていただきます。

そういった形で、金沢市内では、図に示すような文化財の集積があるわけでございます。

次の3枚目をお開きいただきたいと思います。こちらには4つの条例の概略をお示ししてございます。金沢市では、法律に基づくもの、そうでないものも含めまして22もある、まちづくりに関する条例を制定しておりまして、きめ細かいまちづくりを進めております。特にここにお示しいたしました4つの条例は、法律によらない自主条例でございまして、かつ歴史的資産を生かしたまちづくりに関連の深いものを選んだものでございます。

左上は、景観条例でございますけれども、金沢市は中核市でございますので、景観法に基づく景観行政団体でございますが、まだ金沢市の景観条例は、景観法のいわゆる委任条例に改正されておりませんので、一応ここに記載させていただいております。小さな図がありますが、この緑と赤の塗り分けが、前のページの緑と黄色で、色が違って申しわけございませんが、同じものでございまして、緑色のものが伝統環境保存区域、赤いものが近代的都市景観創出区域というふうに分かれてございます。金沢市では、こういった区域ごとに景観形成の基準を定め、また、眺望景観の保全のための措置なども盛り込まれてございます。

その下に、こまちなみ保存条例というのがございますけれども、これは歴史的風情を残す小規模な町並みを保存するための条例ということで、言うなれば伝建地区にならない、その未満の歴史的風情を残す町並みについても、きめ細かく対応しているというものでございます。

それから右上の、用水保全条例というのがございますが、金沢市では、右の図にございますような市内をめぐる用水を歴史的資産ととらえ、保全する条例を持ってございます。

また、その下にありますように、金沢市内の寺町といいますか、寺社が集積しているような区域についても、条例を制定いたしまして、風景を保全するための仕組みを持ってございます。

その他、数々の制度を持っているわけでございますが、一方で、その分、市単独での助成制度なども多く抱えてございまして、特に重要なものについては国の支援を要望しているところでございます。

次の4枚目で、長野県長野市の松代地区でございます。松代地区は、昭和41年に長野市に合併した、旧松代町に当たる地区でございまして、この図面でいいますと、左上のピンクで塗ったところが松代城でございます。戦国時代に築城され、江戸時代、真田氏の居



城として、明治の廃藩置県まで存続したお城でございますが、廃城後は建物が壊されましたために、城としての景観を失っておりましたが、平成7年から環境整備工事が行われまして、右下に松代城という写真がございますけれども、城門とか木橋、石垣、土塁、堀など、江戸時代の終わりごろの姿に近い状態で再現されております。また、中心の本丸御殿などはまだ復元されていないという状況でございます。

地図のほうに戻っていただきますと、町の左手から中心部に向かって、真ん中で折れて北に向かっている灰色の道が国道でございますが、これを境に、松代城寄りには旧町人町、その外側が武家町というふうな町割りになっていたわけでございます。全体として緩い上り坂になっていることから、これらの武家屋敷から、当時は常にお城が見渡せていたと思われるところでございます。

水色で着色した区域でございますが、これは、次の5枚目をござらんいただきますと、こちらにも別の形で表示しておりますが、泉水路網と申しまして、先ほど金沢でも用水路の保全を挙げられてございましたけれども、水資源に乏しかった松代では、全国的にもユニークな、きめ細かい泉水路網が築かれておまして、こういったものが歴史的建造物とともに伝統的な環境を形成している区域になっているということで、市のほうでも、そういうところを伝統環境保存区域に指定しまして、単独事業で一定の規制と助成を行っておりますが、泉水路の補修等については、ぜひ国の支援をいただきたいという話を伺っております。

次に、名古屋市でございます。6枚目をお開きいただきたいと思っております。名古屋市は、戦災を受けて多くの歴史的資産を失っておりますけれども、この図面で言うと左端のほうですが、ピンク色のところで、名古屋城の天守閣は昭和34年に復元されまして、現在は本丸御殿の復元に向けた準備が進められております。歴史的建造物などの復元整備は、現在の都市公園事業上は補助対象施設になっておりませんので、補助対象化の要望がございます。

また、名古屋城から東に向けての町並みは、白壁、主税町、檀木町などのかいわいがございますが、こちらのほうは、もともと尾張徳川家に仕えた中級士族の屋敷の町割りが残ってございましたが、明治維新後は名古屋の政財界人の住居地として、歴史的価値のある近代建築物が集積してございます。このエリアは比較的戦災を免れたことから、現在でも、白壁地区と名づけられて、閑静な住宅地となっております。紫色で示した部分が、白壁地区の歴史的建造物の保存について、特に町並み保存地区、文化のみち等に指定されて、

保存のための取り組みが行われているところでございます。

次に、7枚目にお移り願いたいと思います。愛知県の犬山市でございます。地図の見方は先ほどと共通でございます。犬山市は、古代から小集落が発展し、複数の古墳が残されており、また、戦国時代には織田氏の所領となりまして、江戸時代には、尾張藩づけの家老である成瀬氏の城下町として発展し、犬山城とともに、当時の町割りが現在も見られるところでございます。犬山城は、戦国時代の城としては唯一現存するもので、日本最古の天守閣が国宝に指定されてございます。

次の8ページでございます。犬山市では、歴史的資産を生かしたまちづくりとして、都市計画道路の見直しや、ごらんの「整備方針概要図」というのは、まちづくり交付金制度の様式でございますけれども、この制度を活用いたしまして、例えばこの中では、武家屋敷の保存とか電線類の地中化などの基幹的な事業に加えて、犬山城郭内の整備、またイベント等の提案事業を組み合わせ実施しておりまして、まちづくり交付金制度を最大限活用したまちづくりを行っているところでございます。

一方で、伝統的建造物群保存地区に指定されていない建造物群に対しては、さらに国の支援をお願いしたいという話を伺ってございます。

9枚目は、萩市でございます。萩につきましては前回もご紹介したところでございますけれども、毛利輝元が1604年に築城・開府し、1863年に藩府が山口に移るまでの260年間の城下町として栄えたところでございます。また、明治維新胎動の地として、さまざまな逸材を輩出したことはご案内のとおりでございます。

萩の町では、江戸時代の城下町絵図を現在でもそのまま地図として用いることができると言われるほど、江戸時代に築かれた町割りがほとんど変わることなく受け継がれております。天災や戦災を免れたため、現在もなお、萩城跡や武家屋敷、町家、土塀などの江戸時代の町並み、歴史的景観を数多く残してございます。

萩市では、従来から歴史的景観保全のための制度を持ってございましたけれども、この6月でございますが、景観法に基づく条例を改めて制定いたしまして、現在、景観計画を策定中でございます。

次の10枚目でございます。また、自主条例といたしましては、萩まちじゅう博物館条例を持ってございまして、これは、町並み、町家、文化財その他の歴史的な環境と、その背景となる自然環境並びに市民生活の中で継承され、はぐくまれた文化的な遺産を都市遺産と呼び、萩の町全体を一つの博物館ととらえまして、固有の都市遺産の保存及び活用を

ハード、ソフト、いろいろな面から図るというものでございます。

加えまして、萩市内の生け垣とか塀は、特産物の夏ミカンと一緒に、萩の景観を形成する上で非常に重要なものでございまして、これらの設置や修景に対して、単独で補助を行っております。

こういった歴史資産の保存策として、これらを公共が取得して住民に使用权を与えるような方法がとれないかなどの提案もいただいております。

以上が、今回の制度検討の関連としてケーススタディーした、都市の現状と課題でございます。

次に、資料3-2でございます。アンケート調査でございますが、これはことしの6月に、表に示す、いわゆる歴史的な都市、あるいは、私どもで昨年実施いたしました、歴史的風土100選に選定された都市に対して行ったものでございますが、前回は全体の概要について資料をおつけいたしましたけれども、その中で、2ページをごらんいただき、各都市に対しまして、その都市における核となる歴史的・文化的資産とは何かというのを、当てはまる類型という形で聞いてございます。

その結果、歴史的町並み・区域であるという回答が、下のグラフにあるように4割を占めてございまして、市街地でも、歴史的な風土というものは、単体の建造物などよりも面的な広がりのある区域のほうがより意識されることがわかったところでございます。

次の3ページでございますが、面的な区域を、核となる歴史的・文化的資産とした場合、それが十分保存・活用できているかという問いに対して、「できている」という回答は、単体の建築物や公園などと比べますと少なく、「あまり保存・活用できていない」とする答えが多いことから、面的な歴史的風致を保全することの難しさがうかがわれます。

次に、4ページ以下でございますが、国に関与してほしい項目として聞いているところでございます。もう一つめくっていただきますと、自由記述で回答していただいた部分がございます。幾つかの答えを赤で記してございますが、これは、この後の資料4で出てまいりますけれども、現在行っている予算、税制要求につながる項目でございまして、歴史的・文化的資産を維持するための支援とか税制、あるいは普及啓発などが多く求められているところでございます。

次に、資料3-3にお移りいただきたいと思っております。今まで、アンケートとか、あるいは公共団体のそれぞれの取り組みの状況などをご説明してまいりましたけれども、歴史的資産を保全・活用したまちづくりを、国として積極的に推進する方策をこれからいろいろ

やっていくに当たります、歴史性を有するすべての都市または区域を対象とするのではなく、歴史的に重要な地位を有する都市なり区域なりを絞り込んで支援したほうが、全体としては効果的ではないかということも考えられるところでございます。その場合、どういう観点で都市を考えればいいのかということについて、一つの考え方を示したのが1ページ目でございます。

これは、そういう歴史的な都市を模式的に示したものでございますが、おおよそ赤で囲んだ範囲が一体的な歴史的風致を形成している地域というふうに考えていただきたいと思っております。その中には、城址や寺社仏閣、旧宅・庭園などの文化財、伝統的建造物群、それから景観保全のために適切に規制された市街地、また背景、借景となる緑地の保全といった項目が入っております。こういった地域を絞っていくに当たっては、3つの視点から考えられるのではないかと。

①として、左上に書いてございますけれども、1つ目は、歴史的資産が国家的に重要なものであること、また、それが相当数集積し、一体となって歴史的風致を形成していること。それから右上の②で、2つ目として、都市計画や景観計画などによって、歴史的風致を保全するための土地利用の規制誘導が適切に講じられていること。左下の③で、3つ目は、既存制度を積極的かつ効果的に活用して、歴史的風致の保全・活用をする自主的な取り組みが意欲的に進められていること。この3つが考えられるのではないかとこのものでございます。

2枚目でございますけれども、そのような都市または区域に対しまして、これまでさまざまな方法で地方公共団体のご意見を聞いた結果として、図に黄色で示すような項目が、新たに国として支援、または充実する必要があるのではないかとこのものでございます。赤の枠で囲ったものは、既存の制度なり枠組みでございます。

支援のメニューといたしましては、まず、官民の適切な役割の分担のもとに、1つは、文化財保護とまちづくり一体の計画をつくるということ。それから、規制と事業を適切に組み合わせるとのこと。さらに、事業といたしまして、歴史的に重要な建造物の外観補修や復原、あるいは区域全体としての歴史的風致を維持・増進させるための阻害要因の除去であるとか、住民や来訪者の感覚に訴えるような雰囲気づくりを図るようなもの。そういったものがそれぞれ考えられるのではないかとこのように考えます。また、左下にあるように、民間の歴史的な建造物の保有や公共団体への譲渡等に係る税負担の軽減なども必要と考えられます。

次に、資料4に移らせていただきます。そういった検討の結果として、現在、予算、税制を要求しているところでございまして、要求事項を1枚にまとめたものでございます。左に枠がありまして、施策の内容として、スキーム図がフローで書いてございます。このように、古都保存法の手続とは異なりまして、国が定めた基本方針に従い、認定された市町村計画に基づく取り組みを総合的に支援するという形をとってございます。これもまだ検討の途中でございまして、さまざまなご意見があろうかと思えます。

また、右側の図でございましてけれども、先ほど使わせていただきました図を、今度は具体的な制度改正という形で作成直したものでございます。したがって、例えばまちづくり交付金の基幹事業の追加であるとか、あるいは都市再生区画整理事業の拡充であるとか、景観形成総合支援事業の拡充などなど、記載のような内容で、先ほどの資料3-3の2ページに記したようなことを、それぞれ新たな事業制度の創設あるいは拡充という形で、現在、要求しているところでございます。

このように、具体的に制度化する作業は始まってございますが、冒頭ご説明したように、また局長のあいさつにもありましたように、法的な措置も含めまして、検討はまだ途中でございまして、ここに記した要求事項などにとらわれずに、幅広いご意見、アイデアなどがありましたら、ご指摘いただければ幸いと存じます。

本日の資料の本体の内容は以上でございまして、資料5についても説明を済ませておきたいと思えます。今後のスケジュール（案）でございまして、本日の第2回の小委員会の後、第3回は、ケーススタディーを行っている都市から1つを選んで、実際に現地をごらんいただいて、ご議論いただくことを考えてございます。その後、報告案の作成、審議、パブリックコメントを経て最終的に取りまとめ、歴史的風土部会に報告させていただきたいと考えてございます。

また、このスケジュールでございまして、現在行っております法的な検討の状況により、時期が変動することもあると思えますが、委員の皆様にはその都度ご連絡しながら、小委員会を進めてまいりたいと考えてございます。

以下は参考資料でございまして、項目だけ、もう一度ご説明させていただきますと、参考資料1は、先ほどの資料3-1に関連いたしまして、関連する既存制度を、面的規制、総合的支援事業、個別事業、文化財保護に分類して、それぞれ一枚ごとにまとめたものでございます。参考資料2は、これまでの審議経過をまとめたもの。参考資料3は、本小委員会の前段となる、古都保存行政の理念の全国展開小委員会の報告の全文。参考資料4は第

1回の議事録でございますので、適宜ご参照いただきたいと思います。

資料の説明は以上でございます。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

ただいまのご説明がありましたように、国として今ご検討されている制度で、まだ検討段階で、これから予算、法律の検討ということのようですので、資料の内容に必ずしもとられなくても結構ですし、また資料の内容について、さらに、こうではないのかというご意見でも結構ですので、幅広くご議論いただきたいと思います。どのような観点からでも結構です。ご質問、またご意見でも結構です。ほぼ1時間ほどございますので、いろいろ積極的にご発言をちょうだいできればと思います。よろしくお願いいたします。

**【C臨時委員】** 前回欠席いたしまして、その後、配られました議事録を読ませていただきました。前回ご出席の各委員のご意見は、もっともな点が多々あると思いましたが、前回のときに相当集中して議論されたのが、今の古都保存法の枠組みを前提にした場合に、古都の指定基準というものがいかにあるべきかというのが一つの論点だったと思うんですが、その前に、先ほどの資料3-3の「対象都市または区域のイメージ」の、「対象都市」というのは、別に古都保存法の対象都市という意味じゃないですね。

**【事務局】** まず、そこだけお答えいたしますが、前回お示しした際にご説明した場合には、2つ論点をお示ししまして、古都保存法の対象の都市を拡大することが1つ、もう一つは、歴史的風土、歴史的資産をどういうふうに一般的なまちづくりの中で保全していくか、両方についてお考えをお聞かせ願いたいという形で、現在の絵姿がない段階で、漠とした形をお願い申し上げました。

今回は、古都保存法が対象としている区域にさらに加えて、市街地とかそういった歴史的資産も足し算をしていくという格好でございますので、その足し算を受けとめる受け皿が、冒頭の局長のあいさつにもありましたけれども、古都法をいじっていく、もしくは新規立法をする、または景観法をという、出口はいろいろバリエーションがあろうかと思いますが、そのあたりは立法技術等の問題でございますので、この委員会では、ぜひ中身についてというようなことをご議論いただければ、実態のほうは我々が作業していくというような格好にしたいと思います。

**【C臨時委員】** わかりました。一言だけ、前回委員の皆さんからお話があったことに関連しますが、まず、古都保存法の対象都市をどうするかという問題については、昭和41年の基準がありますね。あれにとられる必要は全くないので、法律の目的と定義の範

圏内で読めるものはどんどん読んでいって、したらいいと思います。ただ、注意しなければならないのは、古都の歴史的風土保存区域、それから歴史的風土保存計画の作成というのは、国土交通大臣の権限になっているんですね。ほかの制度は知りませんが、少なくともまちづくりの都市計画をはじめとしての計画づくりなり区域指定というものは、一般的には地方公共団体にゆだねられています。古都の場合限られた地域を国が指定する。一応、地方公共団体の意見を聞くことになっているけれども、地方公共団体の盛り上がりがないと進まないことは、実質上はそうでしょうが、形の上では、単に意見を聞くだけという意味で、国の関与が非常に強いというか、権限が強い、ある意味特殊なものなんですね。

ということは、日本の国全体として守るべきものという一つの大きな目的があって、そうすると、この間、美しい歴史的風土100選というのがいろいろ出てきましたけれども、ああいうものがすべてというわけにはなかなかいかないだろう。そうすると、古都保存の一つの基準というものを、新しい観点から、国として関与しなければならない。というのは、そこが知恵の出どころかと思うんですが、私もいい知恵はないんですが、例えば長期にわたってということとはともかくとしても、少なくとも政治的な影響力、あるいは文化的な影響力というものが相当広い範囲にわたってするものとか、国全体として考えていってもらわないと、全体の法律上の構成からいくとなかなか難しいのかな。

ただ、局長のごあいさつでは、古都保存法の改正も視野に入れてというお話がありましたから、別途、都道府県指定、あるいは市町村決定の歴史的古都保存という地域もできれば、また話は別になろうかと思えます。一言だけ、蛇足でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

今のご発言に対して、何か特にございますか。

**【都市・地域整備局長】** ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。私の発言が契機になっていますので。今のC臨時委員のご指摘が、私ども一番今、この制度を考えるに当たっての基本的な課題になると思っていて、ご指摘のとおり、景観法を3年前に施行しているわけですが、景観法は、まさに市町村が独自に、自主的に考えて、自分たちで活動する。計画をつくり、守っていくということで、ある意味では、国が制度を用意しましたけれども、自治事務ということで、使う、使わないも含めて、内容はすべて公共団体がお決めいただければいいということになっております。

一方の対局にあるのは古都保存法でありまして、これはまさに国家事務でありまして、国として、いにしえの都のあった町の歴史的な風土は、将来に継承するために守るんだと

いう強い国家の意思があるわけです。ちょうど今、私どもが検討していますのは、その中間領域でありまして、必ずしも、今の古都の指定都市と同様に、100%国家事務としてやらなければいけないものではないけれども、公共団体の自主性にゆだねて放置していいのかというようなところ、あまりいい例かどうかわかりませんが、例えば国宝の平等院鳳凰堂そのものは、当然国宝ですから、そのエリアは守られているわけですが、その後ろに数棟の高層マンションが建って景観が台無しになっているという問題が出ております。それは国家として放置できますか、宇治市が何もしないじゃないですかというような話になったときに、やはり国家として、どうしてもある種の関与を意思表示したい。かといって、津々浦々にある、市町村が大事にしているほこらの数までやるつもりは全くありませんので、先ほど言いました、資料3-3のイメージをもう一回きちんと整理するところから始めたいと思っております。

つまり国家として関与すべき要件というのは、国宝とは言わないまでも、国指定の重要文化財なり、それに匹敵するような、国としてその毀損が看過できないような歴史的な風土なり風致がまずスタートじゃないかなということで申し上げしているわけですし、私どもも、今このように説明はしていますが、まだ答えがあるわけじゃありませんで、今、C臨時委員のおっしゃったところが、法制度化に当たって最大のポイントになるだろうと思っておりますので、ぜひこの点もご意見をいただきたいと思っております。

**【委員長】** ありがとうございます。今のご指摘のところは、実は都市計画、地方分権の際の一つの、やや極端といいますか、地域に任せればいいということと裏返して、国が重要なものを支援するとかそういう部分についての議論が、この間やや弱かったと思うんです。それは現実には地域から要請があるわけで、私は、国の政策としてやっていくエリアというのは今後も大変あるんじゃないかなというのが、昨年度の古都の全国展開小委員会でもそういう議論だったと思いますし、それを受けて今回もされているんだろうということで、立法技術については幾らでも受けとめるという心強いお言葉がありましたので、我々は次々に注文をつければいいということだと思っておりますので、ぜひ、どなたからでも結構ですので、順番にご発言いただいて。D専門委員から。

**【D専門委員】** 今の局長さんのお話は、大変興味深く伺ったんですが、国家の守るべきもの、そして公共団体の自主性に任せるものの中間が、まさに今、大きな課題であるというのは、ほんとうにそのとおりだと思っております。

私自身は、前に申しましたが、文化庁のほうで伝建地区を担当しておりました。伝建地



区は、文化財保護法という、国家が国として文化遺産を守るさまざまな仕組みを用意する法制度の中で、初めて地方分権的な仕組みをつくったものでありまして、市町村が都市計画決定したものを、申し出に基づいて国が選定するというふうな仕組みにしたわけです。その後、伝建地区の指定の基礎となる都市計画等が完全に地方分権化される中で、財源は国がある程度握りながらも、しかし権限はほとんど市町村に渡ってしまった。

そういう中で、前回もちょっと申し上げたことがあるんですが、今、ジレンマの象徴的な事例というのがございます。具体名を挙げるといけないのかもしれませんが、広島県福山市鞆の浦というのが、実は都市計画の決定手続きがあしたから始まるというところでございます。これは、伝建予定地区の中を通る主要地方道が都市計画道路になっているんですが、7メートルに拡幅するものを廃止するという形で、都市計画としては大変結構な形ですべてが終了する。だから、都市局としては何ら痛みがない都市計画決定をしようとしているんですが、その一方で、港湾の中を埋め立て、架橋することによって主要地方道をつくる手続きが、港湾局・道路局関連事業として既に始まっているわけですね。

これについては、都市計画決定というのは、もちろん市の権限で伝建地区をやる。伝建地区をやるために、その真ん中にある道路を消すということで、県の都市計画決定を行う。ですから、市と県の都市計画決定が絡んでいるんですけども、国のほうにはほとんど相談なしで、彼らがやってしまうことができる。都市計画としては本来、消すだけじゃなくて、それにかわるバイパス道路をつくるべきなんですけど、それは道路局の事業でやるから、都市局は出てこなくていいよという話になってしまっている。

本来なら都市局が出てくれば、その都市計画決定はおかしいから、山側にトンネルをつくれば十分ということは、専門家も言っているし、地元も言っているんだからいいじゃないかというふうなことがあり得るんですが、実はそういう指導のできないように裏手をかいて、地方公共団体が知恵を絞りはじめたときに、どのように国家は手が打てるのかが問われている。鞆の浦という文化遺産の価値は世界遺産級と言われていまして、イコモスという国際的に世界遺産を評価しているユネスコNGOが、日本に対して3回も、ぜひ保存してほしいという勧告を出している、極めて異例な場所なんです。これを、あえて40年前の都市計画なり、さまざまな道路計画によって壊そうとしてしまっていて、そこをまた、道路特定財源を握っているある地元の国会議員さんが、国交省に出てきたら埋め立てをすぐオーケーするから、2月にオーケーするから早く出しなさいなんておっしゃっているといううわさが流れている。

この事例は、ちょっと生々し過ぎるかもしれませんが、日本の中で極めて象徴的な地方分権のジレンマというべきもので、いかに国がうまく国家として全体計画をコントロールするか、計画理念のところでもう少し関与することによって、解決可能な部分が本来あるんじゃないか。おそらく来年の4月からは、つち音高く港の埋立事業が始まるんだと思います。それはある意味では、文化遺産の保護と都市計画の行政において世界の中で日本がどんな地位にあるかということ、世界に対して示すことになるわけで、ほんとうに痛々しいことです。新しい制度によって、そういうことが次々と起きることをぜひ防いでいただきたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

何かご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、E 専門委員、よろしく申し上げます。

【E 専門委員】 今の非常に生々しい、大変重要な点は、私も心を痛めているところで、国交省の港湾局長のところにも行って、いろいろご相談、お願いをしたんだけど、やっぱり地方分権の時代だから、国としてはなかなか、ほんとうはおかしいと思っていらっしゃるかもしれないんだけど、立場の上では地方に任せざるを得ないということで、そういう形で、非常に大なるもの、価値が失われていってしまうことに、どうにもならないという状況は何とか改善していければなと希望するんです。

今回、局長が大変力強い展望をお話しいただいて、非常に感銘深く伺ったんですけども、古都保存法からスタートするけれども、本質的には、もっと日本の都市づくり全体の考え方、あり方を根本的に見直すという要素が随分あるということを感じまして、従来、町並み保存というのが大分日本でも定着してきたけれども、それは都市計画、都市政策全体の中ではほんの部分で、例えば大阪や東京、名古屋なんかでは全く問題にならないみたいな、地方の非常に恵まれた、あるいは開発から取り残されて、あるいは地元が熱心で、保存されている地区があるところに関して、部分的にやりますということのように思えたんですけども、そうじゃない時代に入りつつあるかなということを感じました。

しかしそうはいつでも、現実的には重点的に絞っていったほうが効果があるんじゃないかというお話で、段階的に、いろいろ戦略としてやる場合には、それは十分あると思うんですが、基本的には、私は、どの都市でも歴史的な要素、歴史的な個性ある場所、区域というのは必ず受け継がれているだろう。それを育てていって、都市のコアにすべきだろうと考えているわけなんです。

例えば、東京の調査を1977年から学生諸君とやってきたんですが、当時、東京の中に歴史ゾーンがあるとすれば、佃島とか非常に限られたところという認識しかなかったんです。だけど、やっているうちに、谷中全部が歴史ゾーンだという認識がみんな強まってきましたし、神楽坂も非常に歴史性がある。幸い、ようやく新宿区が高さ制限を取り入れてくれて、何とか少しよくなったんですが、しかし、一般の都市行政、都市政策、まちづくりの中で、今のところほとんどそういう要素が入ってこないという状況をどうやって変えていくか、それが一番最後のゴールのような気がするんですけども、そこに向かっての大きなステップだろうと考えています。

きょう事例としてご紹介いただいた5つのところは、それぞれ興味深く伺って、1つ気がついたのは、どこも水路とか川、用水という自然、地形、そういうものと密接に結びついて個性あるエリアができています。これは日本の非常に大きな特徴で、F臨時委員の専門分野であるわけですが、自然、緑、川、水、そういうものと市街地の形成というのをトータルに考えていくようなビジョンがどうしても必要だし、有効だろう。

もう一つ、例えば我々は東京都の日野でそういう調査をしているんですが、今まで自然系ばかりみんな関心があったんですが、実は歴史がいっぱいあるんですね。そういうのは、地域の掘り起こしをやれば必ずどこでも、いい歴史的風土、ここで言う風致が出てくるんじゃないかと考えます。どんどん発見し、評価すべきもので、今ある常識の中だけで判断していくと、アクションが地域づくりにはなかなかいかないんじゃないか。

そう考えると、ここではとりあえず城下町が5つ挙がっているんですが、日本の都市のタイプとしては、城下町以外のものが非常に豊かに、たくさんありまして、今、D専門委員から出た鞆も、中世以来の港町で、その隣には尾道というすばらしい港町もある。だから、いろいろなタイプ、いろいろな要素をはらんだ都市を、ある程度早い段階から想定して、いろいろな可能性を探るということも同時に重要だろう。

それから、先ほどの局長のお話でも、いろいろ活用して生き生きと使っていくまちづくりということで、この間、日本では都市再生という言葉がよく使われてきたんですが、私も76年ごろから、歴史的都市の再生という言葉をも自分でも使ってきたんですが、ほんとはヨーロッパなんかでは、リジェネレーションというのは、歴史性を持った非常に厚みのある空間をどうやって再生するかということに主に使われてきたのが、日本の文脈の中では、どちらかというと大規模開発のほうに光が当たっちゃった。

そういう意味では、ほんとうの意味での都市再生のもう一つのあり方が重要になってく

るんじゃないかなと思って、そうすると、人が住むための空間で、営みが行われる場と、今、都心回帰が地方でも起こってきているのはいいことなんです、ひょっとすると、住み続けて個性ある空間を維持しようとする立場にとってはマイナスになっている。高層マンションが20階建て、30階建てがどんどんできています。そういう問題ともリンクさせて、住み続けられる個性ある町がどうやってできるかという視点も重要なことだと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。

では、F臨時委員、よろしくお願いします。

【F臨時委員】 今、E専門委員が言われたように、私は本来の都市というのがやっとなってきたと思うんです。今のお話で言うと、都市計画法というのは、都市計画施設や用途を整理して全体像を描いたんだけど、中身を入れ切れなかったですね。中身は歴史であったり、自然であったり、文化であったり、経済であったりする。そのバランスがよくできていけばいいわけだけど、切り方が、平面で切ったりしていたから、今のような議論ができなかったと思うんです。やっとな今ここへ来て、先ほど局長がおっしゃったようなことになってきた。だから、都市計画がやっとなここから始まるという感じですね。そういう気がします。

歴史とか、古都法とか、これまでの延長でいろいろなことを詰めていくという発想は、それこそ立法技術として、あるいは省内や市内をまとめる理屈で、説明用の理屈では大いにおやりになったらいいと思うんですが、本質は、都市というのはどういうものかということとか、日本の都市はこれからどうすればいいのかという話でやったらいいと思うんです。まず、それを1つ申し上げたかった。

それから、この間、ソウルの南のほうですが、「水原」と書いて何というんですか。スウォン。1日あそこに、別に好んで行ったんじゃないんだけど、連れていかれて、町のど真ん中に、まさにお城の跡があるわけですね。それがほとんど緑地になっていて、中に旧来の建物が、宮殿の建物とかやぐらが幾つも残っているという大変いい風景でしたが、これは造園家としての発言なんです、吉野ヶ里なんかは国営公園でやったように、現実的に資料3-3のようなことを考えれば、大事なところはみんな公園にすればいいんです。私はそう思う。

公園は、専ら温暖化の話とか、自然の生物の多様性の話とか、そっちが強調されて、最近では防災だけ強調されている。公園という都市計画施設は非常に便利なものなんです。

何だってカバーできちゃうんです。歴史をやろうと思えば歴史を、経済を受けとめるんだったら経済のための場として生かせるわけで、城址公園なんかも日本にはたくさんあるんですが、みんな昔は、金沢城の場合は金沢大学にしまいました。やっと出ていったと言うと文部省は怒るかもしれないけれども、やっと出したり、でも、まだ県庁が幾つも城址の中にあります。昔から権力の中核だったんだから、城址が県庁になるのはいいのかもしれないけれども、国民的気分としては、城址はやっぱり公園にして、国民主権ですから国民に開放して、県庁はオフィスとして、どこか便利なところへ動かせばいいはずですね。県庁を全部建てかえて、城址公園のネットワークをつくれば、日本の都市は随分よくなると思う。

スウォンというのを見てつくづく、グリーンでまとめておくというのは、都市のあり方として、私は造園家だから言っているんじゃないで、極めて有効だと思うんです。中心を高層ビルで固めるというのは大都市だけぐらいにして、地方都市は、都心にむしろまとまった歴史と自然が重なった、つまり歴史的風土ですね。あるいはそういう空間がきちとあって、それが市民のイメージになるようなまちづくりをはっきりと意識してやる。21世紀のまちづくりはそういう形をつくろうというようなことを描いて、それから後、いろいろな法律を活用して、理屈を整理されたらいいんじゃないか。結論だけ言うとそういうことになります。

歴史的緑地というのは、私は、ずっと講演会でも応援して下さったので、たまたま社叢学会というのをつき合っているんですが、鎮守の森のことをやっているんですけども、みんなお寺さんとか神主さんがその価値を軽視して、売って、マンションとか社務所の建てかえの予算とかをそこから生み出すというやり方で、本来コミュニティーシンボルとしてあったわけで、それこそ古代からずっとそれぞれの集落にあったわけですね。大都市であっても、護国神社のような形でもありますし、これを宗教と見るという言い方で今まで区分してきたんですが、まさしくそれは住民にとっては大事な緑地なんですね。日本の公園ですよ、確かに。日本型公園の原点だと私は思っているんですけどね。これはコミュニティー計画からいっても非常に大事なんですね。ですから、例えばそれも一つの考えだ。そうすると、2万も3万もあった神社というのは、みんなそういうためになるわけですね。

ですから、従来のまちづくりは、やっぱり利便性中心で、道路計画のようなものが骨格になってきたんですが、ぼぼそういうのが、まだ全部じゃないと思いますけれども、まあまあ一通り概成したところで、本格的な都市というものを考えるという、歴史に行き当

たるわけですね。ですから私は、21世紀は歴史の世紀になるしかない。歴史とか自然をもってその土地の個性と見て、地域間競争にも耐え抜くようなまちづくりをする。そういう話だろうと思うんですね。

ぜひ、便利な緑地制度を、何とか緑地とつければ全部できちゃうものですから、その中を歴史の保全でやったり、経済の活性化でやったりしたっていいわけですから、何もこれは公園緑地化のために言っているわけじゃないんです。都市のあり方として、私は論じたいと思うんです。

**【委員長】** ありがとうございます。

何かご発言はありますか、事務局。よろしいですか。

では、G委員さん、よろしく申し上げます。

**【G委員】** 歴史的環境の保全、整備、歴史的風致という考え方も含めて、理念的にはほんとうに賛成です。皆さんおっしゃるように、やっとな日本の街づくりも戦後の復興から整備をして来て、こういった、ずっと日本に伝わるような景観、歴史的な土地の雰囲気も守り育てていこうということに本格的に取り組めるようになった。やっとなそういう機運になってきたということは大事だと思います。

理念としてはほんとうに大事で、それをどういうふうにもっと発展させるかなんですが、現実のところをみますと、保存と開発の中でいろいろな問題が出てくるわけですね。例えばこういうゾーニングが決まったときに、「開発圧力」という、もちろんそういう言い方もあると思うんですけども、そういう対立的な言い方だけでは事は済みません。1つには、おそらくこういうゾーニングが、もし私の住んでいる、あるいはだれかの住んでいる町で起こったときには、やっぱりちょっと、総論的にはいいんだけど、どうしよう、困ったなということとは絶対出てくると思うんです。

なぜかといいますと、例えば建てかえるときに、要は建ぺい率、容積率、いろいろな制限がある中で、今と同じ面積、容積が全くとれないというようなことが現実に起きてくると思うんです。そういう不便であったり経済的不利益をかこつということに対して、何か救済措置といったものも片方で用意しておきませんか、もちろん総論的には伝統も歴史も大事にし、きれいにし、そういう気持ちはあっても、現実に住んでいる人、個人の家が困るのです。又、私が今、現実に当たっている問題としては学校なんですけれども、学校の建てかえができない。要は容積、面積がとれないというのが現実に起こってくるわけですね。今建っているものの70%以下ぐらいしか建たないというものが出てきたときに困る

のです。歴史的風土のためだけに賛成かと言われると、うーん、さてさて、むしろ反対というんじゃないくて、困ったなというのが現実なんですね。

その困ったことに対して、何か1つ、単に高さ制限、容積制限、あるいはいろいろな制度でもって、十把一からげにだめだよというのではなくて、例えばこういったものならば話し合いの中でいいとか、こういった要件をクリアできたら、必ずしもそういったものにこだわらないような建築条件があるとか、別の救済策もあわせて考えておかないと、保存と開発の中でもめめます。何かしんどいなと。

要は、そういったものは市町村、自治体の中で取りまとめて、賛成の人だけ手を挙げてくださいというように持っていくのがいいのかもしれないんですけども、そういう意味では、資料3-2の4ページというのは、非常に意味深い資料だというふうに拝見させていただきました。表がございますけれども、「補助制度の手続きの簡略化」から右半分、調査だとか、民間技術者の育成だとか、民間による維持だとか、資産の伝達、行政職員の啓発というふうに、具体的に買い取りをしてほしいとか、税制度をいじるということもさることながら、市町村、都道府県、あるいは住民がこういった一つの意識を高めて、ある程度不便をかこち、経済的不利益が多少あっても受け入れるという、啓蒙的な、そういったものが合意形成できていかないと難しいんだろうなと思います。

ですから、ぜひ、開発圧力というようならまえ方だけではなくて、そういったことが何とか打開できるようなものも、あわせてつくっておかなければいけないということを申し上げたいと思います。以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。

何か、特によろしいですか。

では、H委員。

**【H委員】** お話を伺っておりまして、ちょっと感想めいたことなんですけれども、私も数年前から地方分権の話を、成熟した分権が大事というふうに言っておりまして、プリミティブな市町村主義は大変よろしくないと思っていて、大分そういうトレンドになってきたかなということで喜んでいるわけですが、特に法律論で、あまり行政に影響があるような、ないようなところがあるんですが、ちょっとお話しされた港湾関係は、港湾というのは公有水面埋立法ですね。この法律はほんとうにしょうもない法律でありまして、港湾法は、直接港湾局の方にも申し上げているんですけども、昭和25年の法律だったと思いますが、戦後のプリミティブな分権化と民主化、GHQの方針ですが、その象徴的な法

律なんですね。ですから、今の成熟した地方分権のずっと前の話で、そういう意味では、国の影響力を意識的に排除して、国はほとんど口が出せないといえますか、直轄工事はできるんですが、補助金か直轄工事だけということで、法律がなくてもあまり影響のない行政のありようになっています。

あの法律は、つくった翌年でしたか、すぐ全面改正する必要があるという国会決議があったぐらいの法律だったんですけども、結局そのままそれっきりになってしまっていて、今日までほうっておかれているという、大変問題の多い法律です。また、公有水面埋立法も新田開発のための法律で、大正時代の法律ですので、全く時代に合っていないということで、しかし海の話というのは、国の関与とか国家的な話、国際的な話ということが重要ですので、分権の話はその後から出てくる話でありまして、非常に大きな、戦後レジームからの脱却と言うと縁起悪いんですが、ほんとうに大きな日本法の欠落部分を象徴している法律が港湾法と公有水面埋立法であると思っていて、さっさと全面改正してほしいなと思っているところです。そういうことで、分権の弊害というのは、海において一番顕著に出るといふふうに理解しています。

それはいいんですが、この内容について申し上げたいんですけども、きょうのお話は、大きく2つ申し上げたいと思うんです。1つは、歴史的環境という言葉が出てきていまして、既存の法制度を使って歴史性を加味した形での都市計画をつくっていくということは一応あるわけですが、歴史的環境というふうにおっしゃられていて、ややピンポイントになるんですが、それを大事にして、まちづくりに入れ込んでいこうねという仕組みをつくるということについては、結構いい視点というか、必要性がある話ではないかと思うんです。美しさといっても漠然としているので、多くの人が共通に美しいと感じるものって何かというと、コンセンサスが得られるのは歴史的な話というのがあって、そういう意味でも、背景として使うだけの下部構造といえますか、社会的実態がある着眼点なので、いいのではないかなと思います。

そうすると、歴史的環境という言葉を使えばとしますと、あるいは文化財保護とまちづくり一体の計画という言い方でもよろしいと思うんですが、地方分権を仮にどんどん進めていったときに、最後に国に残るのは何かという議論があって、それは専門性と情報が実はそうだとされているんですけども、そうすると、歴史的な価値というのは、前にも申し上げましたけれども、歴史的な教養、素養がないとなかなかわからないところがあって、木造2階建てのおうちもただの古いぼろ家に見えてしまうというのもあって、うん



ちくを語ってくれる人、うんちくがちゃんと示されないと価値がよくわからない。それを中核にして、まちづくりに活かしていくといったときには、どうしても専門的な観点というのが必要なんだろうと思うんですね。

そういう限りにおいて、地元の意見だけではなくて、国といいますか、専門的な立場からサジェスチョンしてくれるような団体、セクションの関与というものが必要で、それは正当化できるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、国といっても国交省が出てくるのかという話になって、というよりは、専門家みたいな第三者的な人たちの意見を入れてつくるという仕組みが、地方ベースでつくるのか、国ベースでつくるのかということも含めて考えるというのが筋論かなと思います。

そのときに、関与のあり方としましては、基本理念だけで関与するのではなくて、日常的な関与といいますか、いろいろな助言をしてくださるセクションみたいなものが必要で、そうすると、日常的な関与というところも含めてできるようなスキームを考えることが大事かなと思います。それが1点目です。

それから2点目なんですが、どういうふうにしてそういうまちづくりをしていくのかという話なんですが、これは先ほどG委員もおっしゃったことで、規制と事業の組み合わせという言い方があって、これも大変よろしいと思うんですが、1つは、自治体の方の要望を見ると、お金をよこせという話が多くて、そこはある種、自治体の限界みたいなところがありまして、お金だけではなくて、もう少しいろいろな工夫で、ちゃんとした権限を効果的に使うとかということではできますので、そういうものを、国としてはなるべくツールを用意してあげるということと、それを現実に執行してあげるということが1つと、ただ、それが規制的に働くということになるとなかなか、両輪でいかないといけませんので、そうすると、事業という形で経済活動に乗っかるような、将来的にというか、前向きに経済活動に乗かって、きれいに古いものを新しくつくるという発想がとても大事なので、古いものを古いまま残しておくだけが能ではないだろうということ、そういうところの政策手段をぜひ考えていただくといいんじゃないか。

全体としまして、自治体の要望の中に、お金以外の話ですと、資料3-2の5ページの5のところ、「法制度の充実・改正」という話で、例えば木造の建造物をもっと建てやすくしてほしいとか、規制緩和を要望するいろいろなリクエストがあるわけですがけれども、美しい町並みをつくるために必要なことを、やりやすくしてあげるということはとても大事なので、ある種、規制緩和ということでもありますし、重要なことは、おそらくこういう

ことをパッケージとして、全体としてぼんとやりやすくしてあげる。特区的な話かもしれませんが、そういう仕組みをつくるということになると、既存の法制度がたくさんあるわけですけども、そこではくみ尽くされない、あるいはより使いやすい仕組みというのを、総合的な観点でつくってあげるといふことはあり得るのかなと思います。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

A委員、お願いします。

【A委員】 何でもいいということだったので、率直な。3-3を見たときに、ここは名古屋だなという感じがしたんです。徳川園、お城、有名な神社があつてという感じで、おそらく大都市にとっては3点セットなのかなという感じがしました。先ほど5つの名前が挙がっていましたが、今お話のあつた規制という中でもあると思うんですが、例えば金沢とか、名古屋とか、犬山市はどっちに入るかわかりませんが、こういうところは、逆に資金より規制じゃないかなという感じがします。

おそらく地元のいろいろなところへ出かけていっても、まちづくりに困っているところは、ちゃんと自分たちのやりたいことを支えてくれる法律が欲しくて、必ずしもお金を出してほしいだけではないと思うんです。もちろんお金を必要としたり、スイロマネーがあることでスタートできるものは、資金を投入してさしあげなければいけないと思うんですが、先ほどのD専門委員のお話にもありましたが、うちも葉山町が同じことをしています。護岸整備が始まって、御用邸の目の前を道路にしてしまうということで、何でそんなことをするのかしらと思って、今、H委員から聞いた話を、今度、町に帰って話そうと思います。法律がよくないということで。

結局、いろいろな地域へ出かけていって、特に歴史を保全しようとしている地域にとってみれば、なぞなぞを思い出すんですけども、昔なぞなぞで、スズメが電線にとまっていた。鉄砲で猟師が撃ったときに倒れませんでした。なぜかという、根性があつたからとか、もう一つの答えは、両側で支えていたから。

この両側で支えていたということが、私はすごく重要だと思います。この間、輪島に行ったときに、地震で歯抜け現象になって、もちろん廃棄物になった建物が山と瓦れきになっていて、両側から支えるためにも真ん中が早く保全されること、またはつくり直されることがとても重要で、歴史的なまちづくりをしているようなところとか、昔からある、可能性のある町というものを、法律が支えてあげられることが重要じゃないかなと思うんです。

この間、能登へ行った後に、八尾市に行ったんです、風の盆に。そこも、とてもすてきな町でしたが、町並みが美しいのに、やはり間、間が困っている。ですから、点が線になることで自分たちでできるのに、点もできていないところが一番重要じゃないかなと思うんです。

先ほどH委員がパッケージというふうにおっしゃいましたけれども、そうやっていろいろなタイプの都市やまちづくりを支えるためのパッケージで、もしかしたらコンサルティングが必要なところもあったり、または1つだけ拠点をつくってさしあげれば、逆に、町の人たちが自分たちで気づいて動き始めるんじゃないかというところもあると思います。こういう規制をつくってくれば私たち独自で頑張りますよとか、そういうことを見きわめられるような第三者的なグループがあることが、とても重要じゃないかと思うんです。

今、ジャパンナショナルトラストの評議員をやらせていただいているんですけれども、この間モーガン邸が燃えたんですね。モーガン邸は、町の開発によって、マンションになってしまうから困るということで、ジャパンナショナルトラストがそこを引き入れて始めたんです。そうしたらこの間、放火され、中にある文化財というものをこれからどういうふうに保全していくのか。もう一回建て直すのか。

結局、藤沢市に引き取っていただくのか、買っていただくのか、そこを公園に保全していただいたほうが一番いいんじゃないかという話もあるんですが、結局、頑張っている団体も困ってしまっているような状況だったり、市も予算がない中でどのようにしていくのか、地震とか災害とか、緊急のときにぼんと助けてさしあげられるような支援を歴史法の中にきちっと入れていただけるといいと思います。

そのチャンスを見逃さないように、できる支援というものもそこに組み込まれていれば、本来だったら、もっと交渉や一人一人とのかかわりの中でやっていかなければいけない都市計画、まちづくりというものを、そこで早くできるような要素もあるわけですから、そういうところも組み込んでいただくとか、先ほどF臨時委員もおっしゃったように、全部日本を国立公園にしてしまって、国立公園から1個ずつ排除してあげることで開発をするというふうにすればまだいいんじゃないかとか、ワシントンDCですと、アーリントン墓地のある地域は全部国立公園なんですね。国立公園がずっとホワイトハウスのキャピトルヒルのところまでつながっているわけなんです。そこは全部市民のものであるわけですから、その中に、特別な許可をもらえれば物を建てることできる。

市民の方々が、このようなまちづくりを自分たちでしたいということが強くあっても、

結局動けずにいるということが、日本の国が、ある意味ではすごく大事な人材と予算を失っているような気がするんです。ですから、動けるところは動きやすい環境づくりをしてあげる。動けないところは動き始めるだけの最初の種をまいてさしあげるといふところの見きわめ方を、もう少しきちっとした形で作って行ってさしあげれば、できるんじゃないかなという感じがいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

I 専門委員、いかがですか。

【I 専門委員】 皆様ご承知のように、経済活動に対する規制緩和の大きなうねりが、我が国にも凡そ40年前から寄せて来ました。その過程で議論された主要点に、規制緩和すべきものと緩和すべからざるものを適切にスクリーニングすることの肝要性があったことを記憶しております。

きょうのお話の中で、地方分権化のテーマが出てまいりました。私は、H委員がおっしゃったように、社会の成熟度に見合った地方分権化は大事であると存じますが、町づくりの文脈において分権化しなければならないものは分権化し、すべからざるものはしないスクリーニング・メカニズム、即ち分別の仕組みを、前広に構築しておく配慮も大切と存じます。

実は、先刻局長のおっしゃったことを、私は頷きながら承っておりましたが、今回の歴史的風致資源の保存と活用を目指すアプローチの大切なポイントの1つとして、中央政府の権能と地方政府の権能を尊重しながらも、併せてそれらから独立した形のスキームを少しづつでも着実に確かなものにしていくことにより、本来の包括的な目的を達成する方向に、流れのかじ取っていかれるチャレンジは、結局国民に大いに裨益する所があるように思えます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

J 専門委員さん、いかがでしょうか。

【J 専門委員】 前回、私自身がよく理解していなかったので、申しわけなかったんですが、今回は非常にすっきりいたしました。つまり前は、古都保存法を拡大解釈して何とか江戸時代の城下町なんかを検討対象にしたいとおっしゃっているように受け取ってしまったものですから、それは無理だろうなど。今回の5つの例示は古都保存法での観点とは異なった観点で明示されましたので、よく理解できました。

ここでまず、ご提案の「歴史的風致」という言葉なんですけれども、大変ご苦勞なさっ

で、「風致」というふうになさったと思うんですが、意外に「風致」という言葉は、若い人は知らないと思います。若い人には、中身がわからないんじゃないかなと。「ふうち」と読んでくれるかどうかはわかりません。私は非常に変なイメージ、これは誤解しているんですけども、風致というと、それは侵されない地域というか、受入れを拒否するというか、ここは簡単に入ってもらっちゃ困るよというイメージ、そういう聖域といいますか。ですから、アベックが簡単に手をつないで入っていけないという、ここは風致地区ですと言われた途端にですね。

ネーミングというのは、非常に大切だと思います。代案を出せないで申しわけないんですが、よく見ると、予算案のほうは「歴史的環境」と言ったり、別のほうでは「資産」と言ったり、いろいろ言っておりますので、それだけ幅広い内容を持っているものだと思います。

その点で、申しわけないんですけども、風致というものの誤解を受けないような、人が親しむというかそういうイメージ、拒絶するというイメージでない言葉が必要なんじゃないかなということでございます。

それからもう1点は、既にE専門委員がおっしゃいましたが、例示されたのは城下町だけです。いろいろな町があるだろうと思います。私も鞆に関しては、一歴史学徒として心を痛めていることであります。そのほかにいろいろな町がある。例えば私は、小江戸と呼ばれた町なんか気になります。川越は電信柱を全部取って、大変きれいな、あそこへ行くと、江戸という町がこれかという感じを受けますし、佐原へ行けば佐原で、もちろん伊能忠敬ゆかりの地ですけども、それこそ水資源というんでしょうか、川と町が一体となっている。それはすばらしい町でして、昔はあそこが舟運の大動脈であったわけです。そういうところなんかは、いずれこういう中の対象とならないのかなと。何も大きな城下町に限らない、いろいろな対象を将来、考えていかなければと思っております。

**【委員長】**      ありがとうございます。

私も、委員の立場で幾つか意見を言わせていただきたいと思います。1つ、ぜひ一度検討して、相続物納の関係ですね。いろいろな歴史的な価値のあるお屋敷なり、いい商家が取り壊される大きな原因が、ほとんど相続物納の関係で、しかも更地にしろというのが国の制度であります。つまり国自体が建物には歴史的価値を見出していないという、民間不動産業と同じことになってしまっていて、ですから、ある一定の、それを根本のゼロから変えてくださいという意味ではなくて、まさにこういうような歴史的な都市の重要な場所のゾ

ーンの中で、例えば丸ごと建物を公共団体に物納した場合に、それがさらに何らかの非常に恩典があるような形にすると随分違ってくる。そこら辺が工夫できないのかという感じがします。

相続税本来の趣旨をゆがめることには全くなっていないで、つまり私有財産制のもとの所得の格差を未来永劫固定しないということ言えば、むしろそういう資産を公共のものにすることが最も望ましい姿になるわけですから、それは少し踏み込んでほしいというのが私のお願いであります。

それからもう1点は、きょうの資料にもはっきり出ておりますが、国土交通省が文化庁と手を組んでやるときの、今までできなかったことの大きな点の1つが、水路とか、掘り割りとか、近世の都市のつくりは水が大変重要でして、ところが戦災復興のときには、残念ながら当時は道路拡幅がありましたので、仙台を含めてほとんど、福井もそうですが、立派な戦災復興都市なんですけれども、水路については、実は考慮が全くなかったということがあります。

現在、ここに出ているような都市について、水路をどう取り上げるか。そこで、法律的には都市下水路なのかとか、やはり河川と手を組もうとか、私自身は道路とか河川の分科会の答申に必ず入れ込んでもらったんですが、掘り割りの復元とか、つまり公有地化されている道路となっている部分の掘り割りは、ある程度再生可能なんです。当時は、ちょっと掘り返せば、もとの石垣をわざわざ掘り返してどこかへ持っていくというのは必要ないわけでありまして、ですから少なくとも、明らかに交通量がそれほどなくて、掘り割りを一部本物の形で復元できるような場所も随分あると思います。

ですから、それが実際に姿として見えてくること自体が、歴史そのものを実物として見せて、その地域に誇りを持つ。それがまた清流となって、蛍とか何とかなってくると、随分その地域に愛着を持つと思いますし、完璧な形の当時のインフラをすべて復元するという極端な議論を申し上げるつもりは全然ありませんが、国土交通省として、特に道路、河川、それから下水道の施策を駆使することによって、今と違ったことができる可能性がある。

それからもう一つは、特に、残念ながら既に歯抜けとなった、つまり既に取り壊されてしまった町家というのは全国で至るところにあるわけでありまして、それについて、まず土地の問題となると、そこでは土地を丸ごと確保しようとなると、現状では、先ほどF臨時委員からもご指摘がありました、公園の考え方とか、通常のまちづくり交付金を少し

拡大して、土地そのものを買っていくということを、ぜひ、その中で、すべてそれを公有地で持つ必要もありませんし、場合によっては、取得した後にもう一回、一定の条件でそれを利用していただく方に売却する。いろいろなやり方、知恵はあると思うんですが、そこら辺は従来踏み出せなかった。既に失われたものをどうするかということがあります。

それから、きょうの名古屋のところで資料がありますが、川上貞奴邸は、実は解体された部材を保存して、同じ場所じゃなくて、比較的近い場所で復元工事をした。おそらく私の想像では、愛知万博があったので、市が一生懸命やったということはあったかもしれませんが、白壁地区については、実はいずれも、ほとんど私有地の中のお屋敷が次々失われた中で、市が一生懸命、豊田佐助邸も、実はトヨタの会社として持っている家屋敷だったものですから、辛うじて残っていたんですね。豊田家の個人資産ではなくて、アイシン精機の、つまり有力子会社の所有地となっている。だけど、今の豊田の家の方々はここにお住まいであったわけでありまして。現にお住まいだった方も現在健在でして、市の方が一生懸命、これは価値があるんだと訴えて、トヨタが踏み切ってくれた。

ただ、それはやっぱりトヨタという企業の体力があるのでできたという要素もあるんですね。ですから、これについては何ら、トヨタ自身のグループは公的な支援を受けていないと思いますけれども、そうでない大多数の企業が多いわけで、中には有力豪商が、東京でそれなりの企業として今でも存続しながらも、一方では、郷里の発祥の地のところまで家、財産を維持できるかなど。オーナー会社からだんだん、いわゆるサラリーマン会社になってきた場合に、できるのかということになってくるケースが多々あると思います。

それから、今いろいろな会社もサラリーマン化しますと、文化というのはぜいたくと道楽、あるいは遊びと多少自堕落な部分、いろいろな文化の要素の中で、ゆとりと遊び、またいろいろな文化が磨かれてという例は多々あると思うんですが、公的支援となるとどこまでなのかという非常に微妙なところがありまして、そこら辺を上手に、そういう活動ができるような場として保存するときに、あとはその運営をどうするかとか、いろいろ知恵はあると思うんですけれども、従来で言うと、文化庁の政策では無理でありまして、市の行政からいうと、なぜそんなところまで手を出すのということで、やはり国として何らかの支援策をするということは、決して今までの地方分権の流れの趣旨と反するものじゃなくて、むしろ国としてそういうことを応援していくということなのではないかなと思っております。

それからもう一つは、これはむしろ国として議論する話ではなくて、学会なり、地域な

り、あるいは助成を含めての、だんな衆の方々が再度ということになると思いますが、例えば朝鮮通信使のルートとか北前船ルート、近江八幡から始まりまして松前と全部伸びていくわけでありまして。そうすると、たまたま資源として、ある地域に集中的に残っていても、重要なルートの通過地であるとか、先ほど出ている鞆のところも、有名な幕末の七卿落ちのルートのところですね、泊まっていったところの。豪商の家に泊まりながら、最後、長州に落ち延びていったわけですが、そういう日本の重要な歴史の舞台ということにとらえた場合には、萩ほどまでは集積してなくても、ここをぜひ支援することが、全体の軸なり歴史性の大変重要な場所になるということもあると思います。

そういう観点からすると、市独自の景観計画なり都市計画、あるいは文化財の政策からはひょっとしたら落ちてしまうところが、日本全体を見ると大変重要だということがあると思うので、国として、いろいろ地域から上がってきたものについて認定したり、場合によっては国から、国といっても一定の何らかの審議会とかそういうことになると思うんですが、実はこれは重要じゃないでしょうかとか、何とかありませんかということをお互いキャッチボールするような柔軟な、成熟した、国側のいろいろな組織なり団体と地域とかNPOという関係はできないのかなというのが私の思いであります。

以上が、委員としての意見でございました。

【F 臨時委員】 終わる前に1つだけ。J 専門委員がおっしゃったので、ネーミングは大事だと思うので、その点は賛成なんですけれども、「風致」が私は気に入っていたものだから、一言言っておきたいんですが、アベックが手をつないでいるところは、風紀の話だと思って、先生は風紀と風致を一緒に考えられたかなと思うんですね。確かに風致というのは品のいい場所ですね。

ですから私の考えでは、法律上も風致地区というのがありますが、これは自然が豊かなアメニティーのある空間で、人為的につくったのはむしろ美観地区ですね。美観と風致というのは、日本人が非常に上手にアメニティーという英語を翻訳したんだと思うんです。しかもそれはトータルな環境の質をあらわすと思っています。ですから、歴史を感じる風致というのはいいなと思っていたものですから、風紀が悪いというのとは違うということだけ申し上げたかった。それが1つです。

言葉の問題では、どうも歴史的風土、古都法から始まったから、どうしても歴史が中心になっている議論なんです。私は、まちづくりがやっぱり基本だと思うんです。歴史的な資源というのはその重要なコアである、あるいは保存の対象であるということであっ



て、そのときに、物そのものは文化財保護法のような法律でかちっとやるべきで、ただ、周りと全体が、町全体にとってどういう意味を持つかという観点が弱かったので、ここで議論しようとしているんだと思うんです。

ですから、歴史遺産とか、歴史文化遺産とか、自然遺産とって、とにかくやたら分けがたがるんだよね。役所は分けないと担当が決まらないからだと思うんですが、つまり、先ほどE専門委員も言ってくださったけれども、ランドスケープというのは全部なんですよ。用水に注目したら用水だけじゃないんですよ。街路もあるわけですから。そこに並木があるんですね。後ろに歴史的な建造物があって、その雰囲気全体が意味を持つわけですね。

ところが、要素に全部還元してしまう。要素還元型で議論をするものだから、所管がどうだとなってしまいます。その環境の質とか空間の質を、一言で景観と言っているはずですね。ですから、景観法という新しい法律の意味は、新しい時代に、要素還元型でなくて、トータルな環境そのものをそっくり、まちづくりの財産としてどう生かすか。あるいは地域の個性づくりにどう生かすかということなんですね。

それは、先ほどG委員がおっしゃった、経済との関係でも一緒だと思うんです。それは、やり方が今は下手だから、先ほどのような補償とかそういう話が出ているわけですね。細かいところの気配りがないとそういうことになるので、私は経済も当然含んでいると思うんです。ですから、地域資産ですね。むしろ遺産というと残ったもので、歴史的なものをこうやると、これだと今の時点では歴史ですよ。今、都心の開発をやっていますが、これは100年後、歴史になるはずなんですよ。歴史というのは相対的なものですから、あまり個別特定化してやるという考え方はよくないのではないかと思います。むしろトータルな今の価値をどう生かして、いろいろな段階で操作して町全体をよくするというふうに持っていくような政策体系をぜひ考えていただきたい。

ナショナルトラストだって、ナチュラルビューティーとヒストリックランドスケープ、インタレストと言っているんでしょう。全部そうなんですよ。タウン・アンド・カントリー・プランニングもそうでしょう。日本はみんなタウンとカントリーを分けてきちゃったんですが、今は全部統合する時代だと思うんですよ。そこをぜひ指揮していただきたいと思います。

**【委員長】**      ありがとうございました。

では、どうぞ。

【E 専門委員】 今のお話とも関係して、先ほどから一つのあれで、規制と緩和とか、規制される場合にはメリットもあるというようなお話もありましたが、歴史的環境のストックを生き生きと使いこなしていく質の高い開発というか、そういう発想が一番重要な時代になっていますよね。

私はずっとイタリアのことをやっているんですが、最近非常におもしろいと思うのは、歴史的街区の中にある古い建物を民間でどんどん再生して、B&B、ベッド・アンド・ブレックファストを開設しているんですね。従来は、大きいホテルというのはみんな近代的で、町の外にあったわけです。新市街にあって、古い町には宿泊する場所はなかったんですよ。ところが、町の中に、ちょっと小銭をためた民間の人たちがどんどんそれを開設しているんです。1年のうちに幾つも増えていく。聞いてみると、州のレベルの法律で誘導しているらしいんですね。でも、そんなに規制がないんですよ。簡単に、ある条件を満たせば開設できる。

それは、国全体の雰囲気がそういう方向に向いているから生まれてきている、地方自治の流れなんだと思うんですね。その前には、例えば今、F臨時委員がおっしゃった、タウンとカントリーサイドが一緒という。例えばイタリアだと、アグリツーリズムというのが非常にヒットして、日本ではグリーンツーリズムというんだけど、アグリツーリズムのほうが元気が出るんですが、それも国の法律で80年代にサポートしたんですね。これで田園の歴史的な建物がみんなよみがえってきたわけです。

地場でとれた食材を使ってやらなきゃいけない。だから地元の経済振興にみんな寄与したんですけども、こうあるべきだというイメージを、国とか、地方分権がもう少し進むと州レベルぐらいでイメージして、それをサポートする法律を細やかにつくっていくということが非常に重要で、景観法は大変重要なステップになっているわけですが、もっと細かい1つ1つの、再生させるための、生き生きと歴史的な地区を元気づけていくためのサポート体制をうんとつくるべきじゃないかなと思います。

【委員長】 ありがとうございました。

時間が迫っておりますが、何か一言という方、発言されますか。すみませんが、どうしても3時にという方は退席ということで、ちょっと延ばしましょうか、せつかくです。

【D 専門委員】 最初に具体事例だけ申し上げた感じになっているんですが、今、文化遺産の保存というのが後ろ向きの感じというのは、確かに前から抱かれているところですけども、例えば妻籠宿の保存というのが、日本の町並み保存、伝建地区の制度の一番最

初でしたけれども、そのとき地元でおっしゃったのは、保存という名前の開発をやるんだ。

「保存という名前の開発」と言ったのは昭和42年ごろだと思うんですけども、明らかに彼らは過疎化からこの町を再生するために、まちづくりの方法として保存という方法を使おうというふうに意図的に言っていました。そういう意味では、もともとまちづくりとリンクして、文化財の活用というのが始まったのはかなり前からのことで、それなりの蓄積ができていると思うんです。

現在、例えば伝建地区は約80地区ありますけれども、驚くなかれ、これの予算というのは、政府のレベルでは8億しかないんですね。1地区1,000万しかない。ですから、50%補助として、2,000万の事業で500万円の補助金を、例えば4軒の家にはばまけばそれでおしまいになる。専門的、学術的な判断は文化庁はよろしいんですけども、いかんせん金がないですから、全国的景観行政としては前へ行かない。

文化財登録制度というのができましたのは阪神大震災の翌年です。何しろ震災が起きたら全部がプレハブの町になり、ごみになって古い建物は消えてしまうんだというのが阪神大震災でわかったわけですね。しかし、震災復興の中で登録しておけば助かることもわかった。そうすれば、年間500件登録すれば10年で5,000件だという話でスタートしているんですが、イギリスやフランスは、既に100万近いリステッドビルディング（登録文化財建造物）を持っているわけですね。ニューヨークだけでも既に、あの都市の中だけで数千のランドマークのビルディングを持っています。あるいは保存地区も何百もある。

そういうのと比べた場合、日本はあまりにも、ある意味では文化的な専門行政と、それからお金を大変持っていらっしゃるパワフルな官庁というものが、どうやって協力するかということが非常に大事なポイントになっています。そういう意味では、今これは極めて重要な取り組みをされているんだと思いますが、ただ、今までお話が出てきましたように、その協力のときにどうやって専門性を確保するのか。

例えばこれは住宅局のほうの事業だったかもしれませんが、まち環事業というのを犬山でやられて、その結果、伝建地区ができなくなってしまった。つまり中途半端な、きちんとした修理じゃない、変な改修を全部の家にやってしまったんですね。そのために価値が減ってしまって、だめになってしまった。よかれと思って善意でやったことが、実は破壊になってしまう。

歴史的なものを大事にする場合、技術とか専門性というのは極めて重要です。これは国際的な観光地を目指しているわけですから、中国人から見られているだけではなくて、ヨ

一ロッパ人から見て、なるほど本物で、オーセンティシティーをちゃんと尊重した事業なんだ。そういう意味の担保をこの仕組みの中にどのようにつくるのか。国レベルでの、オーソライズするための両方の間での調整機関は必要でしょうし、また現場レベルでも必要だろうと思います。その辺がうまく法体系の中に組み込まれると非常にありがたいなど。京都のようにすばらしい人的なストックを持っていらっしゃる場所もあります。でも持っていないところも多いですから、この辺が今から一つの課題かなと思いました。

【委員長】      ありがとうございました。

    C臨時委員。

【C臨時委員】      次の機会にしようかと思ったんですが、今、関連したことも出ましたので、歴史的な問題も含めてのまちづくりというのは、まず首長さんが熱心でなければならない、信念を持っていなければならない。それと住民の理解というか、盛り上がりがないければいけない。

    同時にもう一つ大事なのは、市の行政レベルでの担当職員がある程度の専門性と熱意を持っているところでない、なかなか成功しないと思うんです。私は前に都市計画課にいましたときに、明日香特別立法を立案したんですけども、そのときは政治的なバックアップも相当ありましたが、当時の建設省内では、都市計画課が、全国でやるということがいろいろあるのに明日香という一地域にかかずに何事だという批判も一部ありました。そのときに、奈良県に立派な課長さんがいまして、毎日のように机の前に座られまして、とうとうと熱意を持って言われて、あの課長さんがいなければ、少なくともあのときにはできていなかったかなという実感もあります。

    ということで、今、D専門委員がおっしゃったことに関連するんですけども、ただ、地方公共団体に、それぞれちゃんとした専門的な知識を持ち、熱意を持った人がいるかということ、そうじゃないですね。そこをどうやってするかということ。1つは、地方公共団体からの要望事項もありましたが、研修の充実ということも必要なんだろうが、専門家といいますか、まちづくり的なことも含めての専門家を派遣するようなシステム、一部、都市計画協会とか都市計画学会なんかでも、そういうこともあるように聞いておりますけれども、さらに歴史的なことが入りますと、それこそ文化庁の関係の方にも入ってもらって、一つの枠組みづくり、専門家として、市のスタッフ等を手伝いできるようなことも考える必要があるんじゃないか。まちづくり交付金はどの程度自由度があるのか知りませんが、そういったところにも応援できるようなことを考えてもらえばいいのかなと思

います。

**【委員長】** ありがとうございます。時間を5分ほど超過しています。そろそろよろしゅうございますか。

あと、私も1つ、申しわけないんですが、きょう各委員もお集まりなので。国の機能は何かというと、最後、1つは国家のブランドですよ。古都法そのものがそうだし、国宝ということもそうだと思いますが、国として見て大事ですよという、それは永久に残る政府の大事な機能だと思いますので、その点を、まちづくりとか、都市とか歴史、それから我々の、同じ東洋系民族で顔つきは似ていても、実はモンゴル、中国、ベトナム、日本は全然違うわけで、それはやはり都市の文化そのものであり、最後はクールジャパンということで、そういうことが尊敬される日本ということの第一歩だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もしどうしてもという発言がなければ、これで一応、あと事務局の事務連絡にいたしますが、よろしゅうございますか。

それからもう1点は、今回自治体のアンケートもありますが、非常に熱心にやられていた、例えばだれでもご存じの前近江八幡市長さんとか、前犬山市長さんとか、もう政治的にもフリーな立場ですので、市長の立場でいろいろ、このときにこの施策があったらとか、熱心な担当課長とはまた別の次元の、首長さんですといろいろな経験をされていると思いますので、ぜひいろいろ非公式でもお聞きになると、我々のような学者と違った、別の目で見たいろいろな貴重な知恵なり体験もあると思いますので、そういうこともぜひ、公式か非公式かわかりませんが、お聞きになるといいのかなと。もともと萩市長さんが委員となられていますが、現職の首長さんですと、そういう立場としての発言もあると思いますので、ぜひそういうこともされるといいかなと思います。

では、我々委員としても申し上げたいことが多々ございまして、少し時間が超過しましたが、議事進行のその点のおわびとともに、ご理解どうもありがとうございました。

それでは、議事次第の最後で、その他でございしますが、恒例で次回以降の展開ということになると思いますので、事務局、ご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

**【事務局】** 時間を延長してまでご審議ありがとうございました。きょういろいろ議論のあった中で、我々もいつも悩んでおりますが、1つは言葉の問題でございまして、言葉というのをどう定義するかで、実は法律の中身もかなり左右されるということで、いろいろ議論を重ねているところでございます。

もう一つは、国が関与することと、地方分権と、内容とする歴史的資産なのか、風致なのか、ありますけれども、そこのあたりで、どこまで国が関与することを線を引くかというのが多分、一番重要なこれからの課題になろうかと思っております。そのあたり、また次回へ向けて勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、最初の方でご説明いたしましたけれども、現地視察を含めまして開催したいと考えております。行き先と日程につきましては、委員長ともご相談の上で改めて調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**【委員長】** 次は現地視察込みとなると、丸1日の日程ということになりまして、おそらく全員の日程が合うというのはまず不可能だと思います。そこでお願いなんですけど、どうしても現地視察の日程のご都合が合わなかったという委員の方々から、ご希望があれば、ぜひ審議会として旅費を出していただいて、別途ご案内するとか、そこら辺をご検討いただけたらと。我々自身が興味とか関心を深めるということもありますので、多分、現地丸1日は全員合わないんじゃないかなと思います。なるべく多数の委員の方の日が合うように設定をお願いしたいと思っておりますが、3分の2がいいところかなというのが想像だと思いますので、あるいは半分ぐらいで実施せざるを得ない可能性もありますので、そこら辺はぜひご配慮をよろしくお願いいたします。

あと、何か事務連絡等ございましたら、最後よろしくお願いいたします。

**【事務局】** ということでございます。またご相談させていただきたいと思っております。

以上で本日は終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

— 了 —